

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 7 月 13 日 (金) 第2820号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日 (毎週火, 金)
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 3
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 地籍調査の成果の認証 (農地建設課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 6
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 6
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 7

公

告

- 平成24年度クリーニング師試験公告 (生活衛生課取扱い) 7

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9

労 働 委 員 会 告 示

- 鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示 (労働委員会事務局取扱い) 10

収 用 委 員 会 告 示

- 収用裁決申請事案に係る公示による通知 (収用委員会取扱い) 11

正

誤

- 鹿児島県公報第2790号の12 (平成24年 3 月 30 日付け) の一部訂正 (建築課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第829号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第 8 条第 2 項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成24年 7 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8126	平成 24 年	映 画	今ここで抱いて 主人が寝てる間に	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健
8127	7 月 5 日		熟妻の性 蠢く不倫痴態	新日本映像		
8128			痴漢電車 ゆれ濡れる桜貝	オーピー映画		
8129			ニューハーフエクスタシー	新東宝映画		

8130		派遣の人妻秘書 やりっ放し	新日本映像	全な育成を 阻害するお それがある。
8131		エッチ指南 はだける赤襦袢	オーピー映画	
8132		ゼロウーマンR	新東宝映画	
8133		人妻浮気調査 えぐる	新東宝映画	
8134		人妻OL セクハラ裏現場	オーピー映画	

鹿児島県告示第830号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24691	平成24年 7月5日	雑 誌	S w e e t プチ 7月号 15487-07	笠倉出版社	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
24692			m i n i B e r r y vol. 3 18426-07	秋水社		
24693			恋愛チェリーピンク 7月号 17744-7	秋田書店		
24694			恋愛天国パラダイス 7月号 09675-7	竹書房		
24695			恋愛白書パステル 7月号 19625-07	宙出版		
24696			コミック シグマ vol. 68 03872-07	茜新社		
24697			COMIC ペンギンセレブ 7月号 13787-07	富士美出版		
24698			アクションピザッツ 7月号 11419-7	双葉社		
24699			COMIC ポプリクラブ 7月号 13759-07	マックス		
24700			コミック ホットミルク 7月号 13941-07	コアマガジ ン		
24701			別冊週漫スペシャル 7月号 17929-07	芳文社		
24702			月刊劇漫スペシャル 7月号 13545-7	竹書房		
24703			本当にあったみだらな話 7月号 18117-7	一水社		
24704			裏モノ J A P A N 7月号 01805-7	鉄人社		
24705			裏モノ J A P A N 6月号 01805-6	鉄人社		

鹿児島県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多郡字馬場1554番，1555番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第832号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

曾於市財部町南俣字岡ノ下2674番4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

鹿児島県告示第833号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番地1

2 認定の有効期限

平成27年6月27日

鹿児島県告示第834号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ほーらさヘルパ ー事業所	大島郡喜界町赤 連2524番地	合同会社万事屋 手伝人	大島郡喜界町大 字湾1587番地2	徳 成 寿	平成24年 7月1日	訪問介護

鹿児島県告示第835号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護

予防サービス事業者として指定した。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ほーらさヘルパ 一事業所	大島郡喜界町赤 連2524番地	合同会社万事屋 手伝人	大島郡喜界町大 字湾1587番地2	徳 成寿	平成24年 7月1日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第836号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療 の種類
		変更前	変更後	
ひかり調剤薬局 指宿市湊二丁目12番8号	名称	ミナト調剤薬 局	ひかり調剤薬 局	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局 五代店 薩摩川内市上川内町3306番 地	所在地	薩摩川内市五 代町3035番地 1	薩摩川内市上 川内町3306番 地	精神通院医療

鹿児島県告示第837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業（特殊農地保全整備））（農業用排水施設整備及び区画整理）梶ヶ野東迫地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年7月17日から同年8月13日まで
- 縦覧場所
曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第838号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿屋市	平成22年7月5日から 平成23年9月28日まで	地籍図及 び地籍簿	鹿屋市横山町、田淵町、下 祓川町及び西祓川町の各一 部	平成24年 6月29日
鹿屋市	平成22年7月2日から 平成23年9月28日まで	地籍図及 び地籍簿	鹿屋市輝北町上百引の一部	平成24年 6月29日

指宿市	平成22年3月11日から 平成23年11月6日まで	地籍図及 び地籍簿	指宿市西方，東方，十町及 び十二町の各一部	平成24年 6月29日
西之表市	平成22年7月1日から 平成24年2月29日まで	地籍図及 び地籍簿	西之表市西之表の一部	平成24年 6月29日
西之表市	平成22年7月1日から 平成24年2月29日まで	地籍図及 び地籍簿	西之表市安城の一部	平成24年 6月29日
薩摩川内市	平成22年9月2日から 平成24年2月27日まで	地籍図及 び地籍簿	薩摩川内市入来町副田の一 部	平成24年 6月29日
薩摩川内市	平成22年6月28日から 平成24年2月29日まで	地籍図及 び地籍簿	薩摩川内市祁答院町藺牟田 の一部	平成24年 6月29日
南さつま市	平成22年7月21日から 平成23年9月20日まで	地籍図及 び地籍簿	南さつま市笠沙町片浦の一 部	平成24年 6月29日
奄美市	平成22年6月12日から 平成24年2月17日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市名瀬大字知名瀬及び 小湊の各一部	平成24年 6月29日
奄美市	平成22年6月7日から 平成24年2月29日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市住用町大字市の一部	平成24年 6月29日
奄美市	平成22年6月12日から 平成24年2月22日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市笠利町大字川上，用， 節田及び和野の各一部	平成24年 6月29日
十島村	平成22年10月1日から 平成24年2月25日まで	地籍図及 び地籍簿	十島村中之島の一部	平成24年 6月29日
さつま町	平成22年8月10日から 平成24年2月2日まで	地籍図及 び地籍簿	さつま町神子，平川及び泊 野の各一部	平成24年 6月29日
錦江町	平成22年5月25日から 平成23年12月21日まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町馬場及び城元の各一 部	平成24年 6月29日
錦江町	平成22年6月1日から 平成23年12月21日まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町田代麓及び田代川原 の各一部	平成24年 6月29日
南大隅町	平成22年6月1日から 平成24年2月14日まで	地籍図及 び地籍簿	南大隅町根占辺田の一部	平成24年 6月29日
肝付町	平成22年9月6日から 平成24年2月13日まで	地籍図及 び地籍簿	肝付町富山の一部	平成24年 6月29日
南種子町	平成22年8月5日から 平成24年3月7日まで	地籍図及 び地籍簿	南種子町島間の一部	平成24年 6月29日
大和村	平成22年6月18日から 平成24年3月5日まで	地籍図及 び地籍簿	大和村思勝の一部	平成24年 6月29日
宇検村	平成22年6月1日から 平成24年2月27日まで	地籍図及 び地籍簿	宇検村屋鈍及び平田の各一 部	平成24年 6月29日
瀬戸内町	平成22年5月26日から 平成24年2月8日まで	地籍図及 び地籍簿	瀬戸内町勝能，木慈，蘇刈， 伊須，嘉鉄及び古志の各一 部	平成24年 6月29日
喜界町	平成22年8月2日から 平成24年2月21日まで	地籍図及 び地籍簿	喜界町湾及び佐手久の各一 部	平成24年 6月29日
徳之島町	平成22年4月1日から 平成24年2月20日まで	地籍図及 び地籍簿	徳之島町井之川，諸田及び 神之嶺の各一部	平成24年 6月29日
天城町	平成22年8月17日から 平成24年3月11日まで	地籍図及 び地籍簿	天城町松原の一部	平成24年 6月29日
伊仙町	平成23年6月1日から 平成24年3月26日まで	地籍図及 び地籍簿	伊仙町目手久の一部	平成24年 6月29日
知名町	平成22年8月17日から 平成24年3月14日まで	地籍図及 び地籍簿	知名町余多，屋者，下平川 及び芦清良の各一部	平成24年 6月29日
南九州市	平成22年10月4日から	地籍図及	南九州市川辺町平山の一部	平成24年

平成23年11月7日まで | び地籍簿 |

6月29日 |

鹿児島県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年7月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	塗木大隅線	志布志市志布志町内之倉字泉出6950番3地先から6931番3地先まで	前	4.5～22.6	637.0
			前	6.0～47.6	317.0
		志布志市志布志町内之倉字泉出6945番地先から6931番3地先まで	後	4.5～22.6	397.0
			後	6.0～47.6	317.0

鹿児島県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年7月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町浦之名字小園1430番地先から同市金峰町浦之名字外園1214番地先まで	前	12.2～31.0	172.5
			後	13.2～20.5	172.5

鹿児島県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年7月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町浦之名字小園1430番地先から同市金峰町浦之名字外園1214番地先まで	平成24年7月13日

鹿児島県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年7月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	熊毛郡中種子町牧川字下石鼻745番1地先内	平成24年7月13日

鹿児島地域振興局告示第55号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年7月13日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所旭福祉センター	鹿児島市岡之原町986番地	社会福祉法人落穂会	鹿児島市皆与志町2503番地	水流 國大	平成24年3月31日	短期入所

公 告

平成24年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成24年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成24年7月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成24年11月11日（日）午前10時30分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

ア 期日 平成24年11月11日（日）午後1時30分から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手数料
7,200円
- 5 受験手続
- (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 受験資格を有することを証明する書類
 - エ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形（縦5センチメートル、横4センチメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- 注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。
- (2) 提出書類等の提出先
 - ア 県内に居住する者
受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）
 - イ 県外に居住する者
鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鳴池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- (3) 受験手数料の納付方法
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては、現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。
なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- 6 提出書類等の受付期間
平成24年9月10日（月）から同月28日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成24年9月28日の消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の用紙の交付
受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。
- 8 合格者の発表
合格者に対し、郵便により通知して行う。
- 9 その他
- (1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。
 - (2) 書類提出上の注意
 - ア 住所は、詳細に記入すること。
 - イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。
 - ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便（現金を同封する場合にあつては、現金

書留郵便)によるものとし、その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

公安委員会公告

警備業施設警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年7月13日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 検定の種別及び級の区分
施設警備業務2級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
平成24年10月18日（木）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
 - (2) 実施場所
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）
 - (3) 受検定員
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定試験の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成24年9月4日（火）から同月14日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又

は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

平成24年7月13日

鹿児島県労働委員会会長 宮廻甫允

あっせん員候補者名簿

氏 名	経 歴	委嘱年月日
宮廻 甫允	現 放送大学客員教授（鹿児島学習センター） 現 鹿児島大学名誉教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成12. 6. 7
末永 睦男	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成22. 7. 1
濱潟 剛	現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成21. 7. 14
坂元 佐和美	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成22. 7. 1
北崎 浩嗣	現 鹿児島大学法文学部教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成24. 7. 2
西村 正夫	現 UIゼンセン同盟鹿児島県支部特別顧問 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成19. 8. 9
近藤 友加	現 ジャパンファーム労働組合書記長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成23. 10. 11
榮留 道夫	現 自治労鹿児島県本部執行委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成24. 7. 2
川俣 広孝	現 鹿児島県電力総連会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成24. 7. 2
東 幸也	現 電機連合鹿児島地域協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成24. 7. 2
岩元 義弘	現 株式会社カクイックス代表取締役社長	平成20. 7. 3

	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
平山 勢津子	現 株式会社玉里自動車学校代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成20. 7. 3
伊地知 司	現 南国交通株式会社専務取締役 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成24. 7. 2
中村 博之	現 トヨタカローラ鹿児島株式会社代表取締役専務 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成24. 7. 2
田所 泰博	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成24. 7. 2
西村 信孝	現 鹿児島県労働委員会事務局長	平成24. 4. 10
園田 純信	現 鹿児島県労働委員会事務局次長兼総務課長	平成24. 4. 10
前田 正人	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	平成24. 4. 10

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第8号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成24年7月13日

鹿児島県収用委員会

1 送達すべき書類の名称

平成24年6月11日付け鹿収第35号の「鹿児島都市計画道路事業3・4・90号宇宿広木線」の収用案件に係る審理の開催通知

2 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 福岡県春日市光町二丁目152番地
氏名 内村 正見

3 送達すべき書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており、2に掲げる者にいつでも交付する。

なお、1に掲げる書類を受領しないときは、平成24年8月2日をもって通知があったものとみなされる。

正 誤

平成24年3月30日付け鹿児島県公報第2790号の12中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ペ ー ジ	21	訂 正 箇 所	下から 15行目	誤	変更の生じた日	年 月 日	年 月 日
				正	変更の生じた日	年 月 日	
	23		下から 2行目	誤	第18条の14		
				正	第8条の14		